

放射線測定委員会規程

(名 称)

第1条 本会は公益社団法人高知県診療放射線技師会放射線測定委員会とする。

(目 的)

第2条 定款に定める事業目的に添い、放射線管理に関する測定、調査、研究を行い県民保健医療の安全および発展に寄与することを目的とする。

(委 員)

第3条 放射線測定委員は委員会規程第2条により会長が委嘱するものとする。

(測定器)

第4条 測定を行う場合は本会所有のサーベイメータを使用するものとする。

(任 期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会で決定する。
- 2 この規程は、平成8年 3月23日より施行する。
- 3 この規程は、改定により平成13年 4月 7日より施行する。
- 4 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。